

岐阜駅北地域における安全・安心なまちづくりに関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と岐阜県岐阜中警察署（以下「乙」という。）は、次のとおり岐阜駅北地域における安全・安心なまちづくりに関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、当該地域を通行する者及び住民が安全で安心して暮らせ、公共の場所を安全かつ快適に通行し、利用できる環境を確保することにより安全・安心なまちづくりを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 岐阜駅北地域とは、国道157号、岐阜県道54号、岐阜市道金宝町線で囲まれた区域並びに、JR岐阜駅周辺区域及び名鉄岐阜駅周辺区域を含んだ下図の範囲の地域をいう。



（連携分野）

第3条 第1条の目的を達成するため、甲及び乙は、次の分野について連携するものとする。

- (1) 客引き行為等の迷惑行為の禁止
- (2) 飲酒運転根絶等交通安全及び道路交通秩序の維持
- (3) 暴力団の排除
- (4) その他の地域課題

（連携事業）

第4条 第1条の目的を達成するため、甲及び乙は、連携して次の事業を行うものとする。

- (1) 相互の広報媒体等による広報活動
- (2) 啓発・監視活動
- (3) 意見交換及び情報共有等
- (4) 連携分野の事業実施に必要な情報の提供
- (5) その他必要なこと

(協議事項)

第5条 甲及び乙は、前条に規定する連携事業の具体的な内容、実施方法その他必要な事項については、その都度協議して決定するものとする。

(情報提供等)

第6条 甲及び乙は、第4条の連携事業の推進に必要な不可欠な範囲において相互に保有する情報についての提供に努めるものとする。

(配意事項)

第7条 本協定の運用に当たっては、甲及び乙が相互に任意の協力の下に実施するものであり、特別な権利及び義務を生ずるものではない。

(情報保護)

第8条 甲及び乙は、連携及び協力に当たり知りえた情報について、事前に当該情報の関係する者それぞれの同意を得ずに第三者に提供し、又は漏えいしてはならない。また、取得した情報の管理を徹底するものとする。

(期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結日から3年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに、甲及び乙いずれからも更新しない旨の申出がない場合には、同一条件をもって1年間更新するものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。

(その他)

第10条 第2条に定める地域外での連携事業の実施等、本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれが署名の上、各1通を保有する。

令和5年2月16日

甲 代表者 岐阜市長

柴橋正直

乙 代表者 岐阜県岐阜中警察署長

立石薫